

# 長浜市国土強靱化地域計画

令和5年3月

長浜市

## <目次>

### 第1章 計画策定の趣旨・位置付け

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 長浜市国土強靱化地域計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 長浜市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

- 1 地域計画の対象とするリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第3章 本市の地域特性

- 1 長浜市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第4章 脆弱性評価

- 1 評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価 ・ 10
- 4 重要業績指標（KPI）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

### 第5章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 起きてはならない最悪の事態別の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 施策分野別の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

資料 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・ 31

## 第1章 計画策定の趣旨・位置付け

### 1 計画策定の趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」といいます。）を公布・施行するとともに、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、強靱な国づくりを進めています。

また、滋賀県では、平成28年12月に基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である「滋賀県国土強靱化地域計画」を策定し、滋賀県の強靱化を推進されています。

本市では、これまでも防災（洪水・地震）ハザードマップの配布、地域防災計画の見直し、業務継続計画の策定など、防災対策を進めてきましたが、少子高齢化の進行と人口減少による地域防災力の低下や社会資本の更新時期の集中による今後の投資余力の低下など、地域を取り巻く課題がある中で、これまでの災害の経験を活かし、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災・減災に取り組んでいく必要があります。

そこで、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「長浜市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するものとします。

### 2 長浜市国土強靱化地域計画の位置付け

地域計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画、滋賀県国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「長浜市総合計画」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

### 3 計画期間

地域計画が対象とする期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討します。

## 第2章 長浜市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

### 1 地域計画の対象とするリスク

地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震」、「風水害」及び「雪害」といった大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

### 2 基本目標

地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る。
- (4) 迅速な復旧復興。

### 3 事前に備えるべき目標

大規模地震、風水害及び雪害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 4 基本的な取組み方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災、減災及びその他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた本市の全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災等、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の手法に基づき本市の国土強靱化を推進します。

#### (1) 国土強靱化の取組姿勢

大規模災害に対し、国、県、市民、事業者、地域団体等との一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進します。

短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。

## (2) 適切な施策の組み合わせ

災害リスクに応じて、本市の特性に合ったハード対策（防災施設の整備、施設の耐震等）とソフト対策（災害対応体制や避難体制の確保、防災訓練等）を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

市民、事業者、地域団体等と行政が適切に連携及び役割分担して取り組みます。非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組みます。

## (3) 効率的な施策の推進

将来的に予測される人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。

既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。

## (4) 計画の進捗管理

地域計画を効果的・効率的に推進していくためには、各施策に対する課題や目標を共有し、各年度における施策の進捗状況について点検と評価を行いながら、PDCAサイクルを確立することが必要です。

具体的には、設定した重要業績評価指標（KPI）をもとに、実施した施策に対する達成状況を検証し、必要に応じて柔軟に地域計画を改訂します。こうした点検と評価により、地域計画で掲げた目標の管理を着実に行っていきます。

## 第3章 本市の地域特性

### 1 長浜市の概要

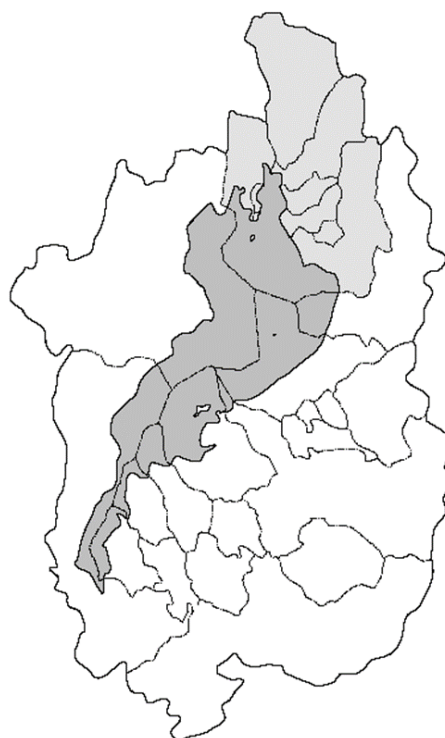
#### (1) 位置及び面積

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。周囲は伊吹山系の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

また、北國街道やこの街道と中山道を結ぶ最短経路であった北國脇往還沿道や、戦国時代を偲ばせる長浜城や小谷城跡、賤ヶ岳、姉川古戦場をはじめ、竹生島の宝巖寺や渡岸寺の国宝十一面観音をはじめとする数多くの観音が祀られる観音の里など、すぐれた歴史的遺産を有しています。

この地域は、京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からはおおよそ60キロメートル圏域、大阪市からはおおよそ100キロメートル圏域にあり、JR北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついています。

長浜市の総面積は681.02km<sup>2</sup>（うち琵琶湖の面積が142.42km<sup>2</sup>）であり、滋賀県全体のおよそ17.0%を占めています。



## (2) 地形

本市は、滋賀県の東北部に位置し、地形は市域中央部を流れる姉川、高時川及び余呉川により形成された低地と市域東部、東北部及び北部の山地部に大別されます。

### ① 山地・山麓地

市域の北部から東北部、東部にかけて連なる山地は、標高 1,317m の金糞岳が最高点であり、高度約 200～300m の稜線部に緩斜面がみられる。山地部には大きな谷が発達し、その幅広い谷の中を先端まで谷底平野が入り込んでいます。

### ② 低地

低地部は、東部及び東北部の山地部から西方の琵琶湖までの間で、姉川、高時川、草野川、田川、余呉川等により形成された扇状地性の低地とその前面の三角州及び谷底平野と扇状地に区分されます。

#### ア 谷底平野

谷底平野は、東浅井山地から流下する姉川、草野川、田川、及び福井県境の山地から流化する高時川、余呉川に沿って分布しています。

#### イ 後背湿地・デルタ

後背湿地・デルタは、姉川、高時川、余呉川により形成された扇状地性の低地及び沖積平野で、市域の山麓部から琵琶湖の間で西側に緩傾斜して分布しています。

#### ウ 扇状地、砂礫台地

扇状地及び砂礫台地は、洪水時に河川によって運ばれた土砂の堆積によって形成された微高地及び台地で、谷底平野と後背湿地・デルタの間に分布しています。

#### エ 自然堤防

自然堤防は、洪水時に河川によって運ばれた土砂の堆積によって形成された天井川沿いの微高地であり、市域を琵琶湖に向かって流れる各河川沿いに分布しています。

#### オ 埋立地・干拓地

埋立地・干拓地は、水面下の部分を盛土又は排水して陸化した土地であり、湖岸沿いに一部が分布しています。

#### カ 砂州・砂丘

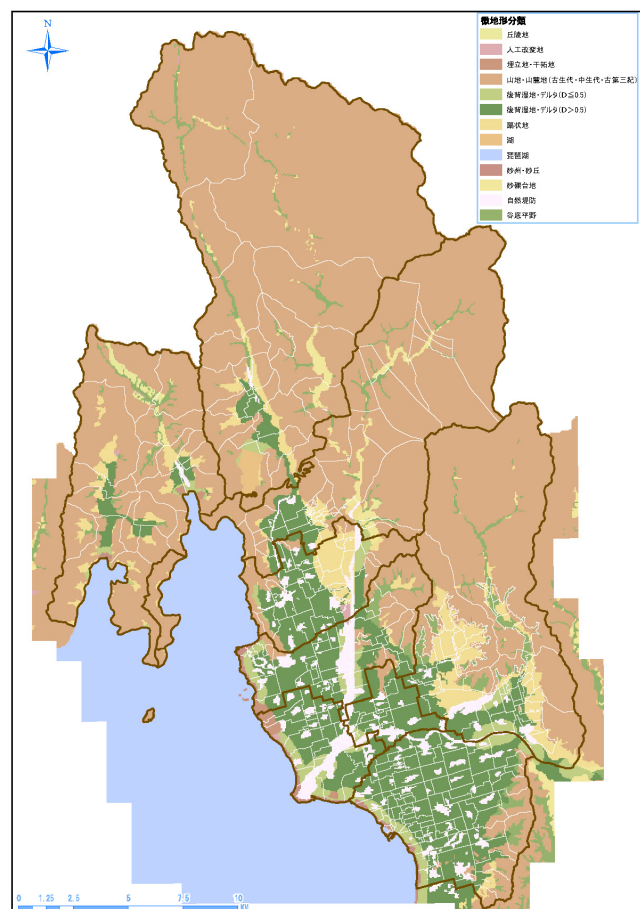
砂州・砂丘は、波の作用により湖岸部に形成された微高地であり、湖岸部に分布しています。

#### キ 人工改変地

人工改変地は、人為的に地形面の改変を行っているところであり、湖岸沿いに一部が分布しています。

### ③ 丘陵地

標高が比較的小さく、起伏量が概ね 200 メートル以下の斜面からなる土地です。



### (3) 地質

本市の地質は、下位より湖北山地等を構成する基盤岩である中・古生層と、これを覆う洪積層及び沖積層よりなります。

近江盆地の中央部を占める琵琶湖は、約 600 万年前三重県北西部の伊賀盆地付近に基盤岩の沈降で生まれ、その後沈降運動の中心の移動とともに、次第に北部から北東部に移り、滋賀県南東部の甲賀地域を経て、約 100 万年前にほぼ現在の位置に誕生しました。市東部の山地には、固結した基盤岩が露出し、平野の地下には琵琶湖の沈降運動で堆積した更新統(洪積層)の琵琶湖層群が、表層には完新統(沖積層)が堆積しています。

#### ① 中・古生層

市域東部の山地は、琵琶湖(近江盆地)の基盤をなす中・古生層からなります。古生層は、砂岩、頁岩、チャート等の互層で構成され、石灰岩や輝緑凝灰岩が混じっています。未風化部は、強固な岩石であるが、山地の尾根部では強く風化をうけて軟質化し、特に稜線部は、赤褐色粘性土質強風化岩で厚く被われています。強風化岩は、掘削が容易なことから、平坦化されたものもあります。

#### ② 洪積層

近江平野には、基盤岩を覆う洪積層が分布している。本層は、主によく締まった砂礫よりなり、本市域では地表に露出していません。

#### ③ 沖積層

沖積層は、平野の表層に堆積している最も新しい地層であり、現在も河川等の堆積作用が及んでいる地層です。この地層は、未固結の泥、砂等よりなり、軟弱な地盤である。特に湖岸部は、締まりの緩い砂層が多くなっています。

#### ④ 地質構造、断層

市域東部の伊吹山南山麓を北西から南北方向に関ヶ原断層、北方の姉川支流の草野川沿い南北方向に醍醐断層等が通り、近江盆地の北東縁を切る柳ヶ瀬断層が柳ヶ瀬トンネル付近から北陸自動車道沿いに南東方向の虎姫に達する。これらは、いずれも活断層であり、明治 42 年の姉川地震は、柳ヶ瀬断層の南端付近で発生しました。

### (4) 気象

本市は、南は伊勢湾、北は若狭湾によって本州で一番狭くなった滋賀県の北部に位置します。滋賀県は、中央には総面積の 6 分の 1 を占める琵琶湖があり、周囲は比良山脈、鈴鹿山脈など 1,000m を越える山々で囲まれているので、その気候にはかなりの相違があります。特に冬季にその差が著しいが、これは冬季に卓越する北西季節風の影響で北部は日本海側的な気候となり、悪天候がつづくためです。

また、琵琶湖の周辺では、湖の影響をうけて気温の日較差(最高と最低の差)が小さく、湖陸風が卓越し準海洋性の気候を示しています。

#### ① 気温

本市の気温は、年間平均気温 13.9℃、最高気温の平均値 18.7℃、最低気温の平均値 9.6℃である。また、1 年のうち最高気温が現われるのは、7 月から 8 月にかけてで、最低気温は 1 月又は 2 月に現われている。

※気温：長浜地域気象観測所における平年値(1981 年～2010 年の平均)。

※長浜地域気象観測所は 2010 年 3 月 24 日まで地点名「虎姫」。

#### ② 降水量

本市の降水量は、梅雨時期の 6～7 月、台風時期の 9 月に多い傾向にありますが、市南側の湖岸部と市北側の山間部によって傾向が異なります。市北側の山間部では、季節風による降雪があるため、冬季にも非常に多くの降水量があります。



市南側の湖岸部では、年降水量が 1,553.2mm です。6、7月は年間で最も雨量が多くそれぞれ月降水量が 181.0mm (6月)、202.0mm (7月) の多雨月となっています。また、12月から2月の冬季においても降雪の影響により月降水量が 117.8mm (12月)、129.9mm (1月)、101.8mm (2月) と比較的多い。

市北側の山間部では、年降水量が 2,691.4mm と市南側の湖岸部と比べて 1,000mm 程度多い。6、7月はそれぞれ月降水量が 237.5mm (6月)、275.0mm (7月) と多雨月ですが、12月から2月の冬季において降雪の影響により月降水量が 320.1mm (12月)、310.2mm (1月)、221.7mm (2月) と年間で最も多い。

また、近年の地球温暖化の影響とみられる局所的な短時間強雨など、大雨が増加しており、市域では水害に対する危険性が高まっています。

市南側の湖岸部では日最大1時間降水量が観測上位から 50.5mm (2008/7/18)、50mm (2015/6/21)、49mm (2007/7/12、2017/7/17) であり、市北側の山間部では 57mm (1990/7/24)、53mm (1977/8/17)、51mm (2005/8/13) です。

※湖岸部の降水量：長浜地域気象観測所における平年値(1981～2010年の平均)。

※山間部の降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値(1981～2010年の平均)。

※湖岸部の日最大1時間降水量：長浜地域気象観測所 1976年1月～2019年4月の値。

※山間部の日最大1時間降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所 1976年4月～2019年4月の値。

### ③ 積雪

本市の積雪は、市北側の山間部において、5cm以上の最深積雪の日数が 65.8日、100cm以上の最深積雪の日数が 10.1日あり、市北側の山間部は特別豪雪地帯に、その他市内の一部地域が豪雪地帯に指定されています。

山間部の最深積雪の平年値は、1月で 79cm、2月で 99cm です。近年においては、2011年1月31日に 249cm という最深積雪(1984年3月6日と同記録)を観測しています。

※山間部の最深積雪の平年値と日数：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値(1982～2010年の平均)。

※山間部の最深積雪：柳ヶ瀬地域気象観測所 1981年11月～2019年4月の観測値。

## 第4章 脆弱性評価

### 1 評価の方法等

国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき次の方法により、脆弱性評価を行います。

- (1) 市民生活・市民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震」、「風水害」及び「雪害」を設定
- (2) 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野及び横断的施策分野を総合的に評価

#### [個別施策分野]

- ①消防・防災、②都市・交通、③保健・医療・福祉、④エネルギー、⑤産業・経済、⑥教育・こども、⑦環境・上下水道、⑧行政機能

#### [横断的施策分野]

- ①情報共有と防災意識の向上、②老朽化対策、③人口減少と少子高齢化

### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて34の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

#### 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	(1-1)	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		(1-2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災
		(1-3)	異常気象等を起因とする広域かつ長期的な市街地等の浸水
		(1-4)	琵琶湖の大規模氾濫
		(1-5)	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		(1-6)	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	(2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2-2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		(2-3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		(2-4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		(2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		(2-6)	被災地における感染症等の大規模発生
		(2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	(3-1)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能を確保する	(4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		(4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		(4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	(5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		(5-2)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		(5-3)	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		(6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
		(6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		(6-4)	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	(7-1)	市街地での大規模火災の発生
		(7-2)	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		(7-3)	ため池、防災インフラ、河川管理施設等の損壊による二次災害の発生
		(7-4)	有害物質・油の大規模拡散・流出による荒廃
		(7-5)	農地・森林等の被害による荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		(8-2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		(8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		(8-4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		(8-5)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響

### 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、資料「脆弱性評価結果（p.32）」のとおりです。

### 4 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、重要業績指標を第5章に示しているとおりの34の指標を選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進行管理に活用します。

## 第5章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

### 1 起きてはならない最悪の事態別の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態別の推進方針は、次のとおりとします。

重点とする施策は【重点】と標記しています。

#### 目標1 直接死を最大限防ぐ。

(1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生【重点】

- 耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準の木造住宅等に対して耐震診断や耐震改修及び防火改修又は除却等への取組を推進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業)
- 非構造部材等の耐震改修やエレベーター等の防災対策改修への取組を推進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業)
- 狭あい道路の拡幅の取組を推進する。(狭あい道路整備等促進事業)
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市道の整備や修繕を進める。
- 地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯設備等の整備や修繕を進める。
- トンネルの適正な維持管理による長寿命化を図るため、現況確認及び修繕方法等を検討するための点検を進める。
- 「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- 「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。
- 「滋賀県道路整備アクションプログラム(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。
- 国が行う国道8号整備を促進する。
- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。
- 幹線市道におけるJ Rアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。
- 国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査事業を実施することにより、境界確認作業の簡素化を図り、公共事業を円滑に推進する。
- 市営住宅マスタープランに基づき耐震化を推進する。
- 空家等対策計画、空き家対策総合実施計画に基づき、空家等対策を推進する。
- 耐震性貯水槽整備計画に基づき整備を進める。
- 消防力最適配置に向けた消防施設整備計画に基づき整備を推進する。
- 消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。

**【重要業績指標】**

○木造住宅の耐震化率（建替え含む）	H 2 7	7 2 . 4 %	→	R 7	9 5 . 0 %
○市道高畑池奥線の法面对策	R 1	未着手	→	R 4	0 . 1 km
○市内一円 法面・盛土対策	R 1	0 km	→	R 1 1	2 km
○市道勝北平方線アンダーパス停電・節電対策	R 2	0箇所	→	R 6	1箇所
○市道勝北平方線アンダーパス冠水対策	R 1	0箇所	→	R 6	1箇所
○市内市道アンダーパス冠水対策	R 1	0箇所	→	R 1 1	7箇所
○市道大戌亥下坂浜線アンダーパス冠水対策	R 1	0箇所	→	R 1 1	1箇所
○地籍調査事業（換算面積）	R 1	未着手	→	R 6	1 . 6 km <sup>2</sup>
○平田川河川改修工事	R 1	整備中	→	R 3	1 km
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R 1	未着手	→	R 4	1 km
○市道下丹生上丹生線の道路排水対策	R 1	未着手	→	R 3	完了
○市道下丹生上丹生線の道路改良	R 1	整備中	→	R 3	完了
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	R 1	整備中	→	R 4	完了
○市道の排水ポンプ修繕（田部廣瀬線 他）	R 1	2箇所	→	R 2	2箇所
○市道のトンネル点検	R 1	0箇所	→	R 2	1箇所
○市道の道路改良（田部木之本線、木之本東西1号線、木之本坂口線）	R 1	整備中	→	R 9	早期供用開始
○市道の転落防止柵整備	R 1	未整備	→	R 2	1 8 0 m
○消防施設の整理統合（新設）	R 1	0施設	→	R 1 1	4施設

**（1－2）密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災【重点】**

- 耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準の木造住宅等に対して耐震診断や耐震改修及び防火改修又は除却等への取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）（再掲）
- 非構造部材等の耐震改修やエレベーター等の防災対策改修への取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）（再掲）
- 狭あい道路の拡幅の取組を推進する。（狭あい道路整備等促進事業）（再掲）
- 「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。（再掲）
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。（再掲）
- 「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。（再掲）
- 「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。（再掲）
- 国が行う国道8号整備を促進する。（再掲）
- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。（再掲）
- 幹線市道におけるJRアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。（再掲）
- 空家等対策計画、空き家対策総合実施計画に基づき、空家等対策を推進する。（再掲）
- 耐震性貯水槽整備計画に基づき整備を進める。（再掲）

○消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。(再掲)	
<b>【重要業績指標】</b>	
○木造住宅の耐震化率(建替え含む)	H27 72.4% → R7 95%

<b>(1-3) 異常気象等を起因とする広域かつ長期的な市街地等の浸水【重点】</b>	
○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)	
○赤川排水区及び高月地区の浸水被害軽減対策を実施する。	
○幹線市道におけるJRアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する(再掲)	
○「湖北圏域河川整備計画(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する一級河川整備を促進する。	
○防災ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施する。	
○消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。(再掲)	
○雨水排水機能が著しく低い地域において、異常気象による広域的な浸水に伴い市道冠水による道路構造が破壊され道路交通機能が不能状態になる事を防止するとともに、市街地等の浸水被害を防ぐ。	
<b>【重要業績指標】</b>	
○下水道による都市浸水対策率	R1 1.5% → R7 2.4%
○防災(洪水・内水・地震)ハザードマップの改訂	H30 作成済 → R2 改訂
○市道の排水ポンプ修繕(田部廣瀬線 他)	R1 2箇所 → R2 2箇所
○市道勝北平方線アンダーパス停電・節電対策	R1 0箇所 → R6 1箇所
○市道勝北平方線アンダーパス冠水対策	R1 0箇所 → R6 1箇所
○平田川河川改修工事	R1 整備中 → R3 1km
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R1 未着手 → R4 1km
○湖北町留目排水ポンプ場の施設改修	R1 0箇所 → R8 1箇所

<b>(1-4) 琵琶湖の大規模氾濫</b>	
○琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う。	
○消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。(再掲)	
<b>【重要業績指標】</b>	
○防災(洪水・内水・地震)ハザードマップの改訂	H30 作成済 → R2 改訂
○消防団員の現員数	R1 1,860人 → R6 2,014人

<b>(1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生【重点】</b>	
○がけ地の崩壊等による土砂災害のおそれの高い区域から既存住宅の移転及び補強の取組を推進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業)	
○「長浜市総合計画実施計画」に基づき「急傾斜地崩壊対策事業」を実施し、民生の安定と国土の保全に資する。	
○「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、土砂流出対策として市道に重力式擁壁の設置を進める。	

- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、豪雪対策として市道に落石雪崩防止柵の設置を進める。
- 消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。（再掲）
- 土砂災害危険個所の周知を行う。
- 警戒避難体制整備を進める。

**【重要業績指標】**

- 市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線に重力式擁壁を設置  
R 1 1箇所 → R 3 2箇所
- 市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線に落石雪崩防止柵を設置  
R 1 0箇所 → R 3 1箇所
- 急傾斜地崩壊対策事業（布勢町、相撲庭町、高山町）  
R 1 0箇所 → R 6 3箇所

**(1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生**

- 災害時に重要な機能を果たす建築物の耐雪改修の取組を推進する。  
（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、豪雪対策として市道に消雪設備の設置を進める。
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、豪雪対策として市道に落石雪崩防止柵の設置を進める。（再掲）
- 木之本地区の豪雪対策として市道の消雪施設の整備を進める。
- 老朽化した既設消雪施設について、適切な維持管理・施設の更新を実施し、配水力の安定化及び長寿命化を進める。
- 道路排水ポンプ施設への電力供給が長時間に渡り断たれた場合において、自家発電機による施設可動設備をすることにより、道路交通機能被害を最小限に留める。
- 道路雪寒対策基本計画に基づき持続可能な雪寒対策の確立を目指す。
- 事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。
- 国や県等の関係機関と緊密な情報共有を行い、強固な連携体制を構築する。
- 大きな除雪効果が得られるよう、市民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。

**【重要業績指標】**

- 市道の消雪施設延長（木之本八木屋町伝馬町線、田部廣瀬線、田部木之本線、木之本南北1号線、木之本坂口線 他）  
R 1 4.73km → R 9 7.27km
- 既設消雪施設の洗浄・ポンプ交換・スノーセンサー交換  
R 1 0箇所 → R 6 5箇所
- 市道の消雪設備設置（西村線、堀郷線、森ノ越線、上丹生野神線、沢田線、大井線、上丹生摺墨線、上丹生南北1号線）  
R 1 未着手 → R 4 完了
- 市道下丹生上丹生線に消雪設備を設置 R 1 330m → R 2 550m
- 市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線に落石雪崩防止柵を設置  
R 1 0箇所 → R 3 1箇所
- 市道大成亥下坂浜線に消雪設備を設置 R 1 未着手 → R 6 1km
- 雪寒基地建設（木之本、高月、虎姫、長浜、西浅井地区）  
R 1 0箇所 → R 11 5箇所



○雪寒車両の更新・増強の整備	R 1 整備中 → R 2 6 1 0 3 台
○市道路線の除雪作業の実施	R 1 6 6 3 km → R 6 継続

**目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。**

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止【重点】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常備蓄（ローリングストック方式※）により、3日分の食料（水・米・パン等）等を備蓄するよう普及啓発する。</li> <li>○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。（再掲）</li> <li>○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。（再掲）</li> <li>○「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。（再掲）</li> <li>○「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。（再掲）</li> <li>○国が行う国道8号整備を促進する。（再掲）</li> <li>○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。（再掲）</li> <li>○幹線市道におけるJRアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。（再掲）</li> <li>○県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図る。</li> </ul>	
【重要業績指標】	
○非常用食料等の備蓄数	R 1 食料 6 1, 5 0 0 食 → R 6 食料 7 7, 9 1 0 食

※非常食を定期的に飲食し、使用した分を補充する備蓄方法

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生【重点】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常備蓄（ローリングストック方式）により、3日分の食料（水・米・パン等）等を備蓄するよう普及啓発する。（再掲）</li> <li>○応援物資等を集積するストックヤードの確保を行う。</li> <li>○非常電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する。</li> <li>○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。（再掲）</li> <li>○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。（再掲）</li> <li>○「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。（再掲）</li> <li>○「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。（再掲）</li> </ul>	

- 国が行う国道8号整備を促進する。(再掲)
- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)
- 幹線市道におけるJRアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。(再掲)

**【重要業績指標】**

- 非常用食料等の備蓄数  
R1 食料 61,500食 → R6 食料 77,910食
- 市道高畑池奥線法面対策 R1 未着手 → R4 0.1km
- 市内一円 法面・盛土対策 R1 0km → R11 2km
- 市道勝北平方線アンダーパス停電・節電対策 R2 0箇所 → R6 1箇所
- 市道勝北平方線アンダーパス冠水対策 R1 0箇所 → R6 1箇所
- 市内市道アンダーパス冠水対策 R1 0箇所 → R11 7箇所
- 市道大戌亥下坂浜線アンダーパス冠水対策 R1 0箇所 → R11 1箇所
- 平田川河川改修工事 R1 整備中 → R3 1km
- 準用河川大三六堀河川護岸補修工事 R1 未着手 → R4 1km

**(2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

- 災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき具体的な方策を講ずる。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する。

**【重要業績指標】**

- 災害時受援計画の策定 R1 未策定 → R6 策定
- 被災等による救助・救急活動等の応援協定締結 R1 10市町 → R6 維持

**(2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱**

- 一時滞在施設(公共施設・民間施設)の確保を行う。
- 一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄を行う。
- 災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を行う。
- 「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。(再掲)
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。(再掲)
- 「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。(再掲)
- 「滋賀県道路整備アクションプログラム(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。(再掲)
- 国が行う国道8号整備を促進する。(再掲)
- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)

○幹線市道におけるＪＲアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。（再掲）

【重要業績指標】

○非常用食料等の備蓄数

R1 食料 61,500食 → R6 食料 77,910食

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。
- 傷病者を治療に繋ぐために、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMATの調整を図る。
- 平時から予防接種を推進する。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を更新する。
- 「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。（再掲）
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。（再掲）
- 「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。（再掲）
- 「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。（再掲）
- 国が行う国道8号整備を促進する。（再掲）
- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。（再掲）
- 幹線市道におけるＪＲアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。（再掲）

(2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

- 平時から予防接種を促進する。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 感染拡大を防止するための衛生物品を確保する。

(2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 建築物の崩壊によるアスベストの飛散を防止するためアスベスト含有調査や除却等の取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 避難所となる教育施設の環境整備を実施する。
- 長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、避難所の適切な運営を行えるよう、地区ごとで作成した避難所運営マニュアルを活用し、地域住民が中心となって訓練を行うとともに、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う。市は、自主防災組織のリーダー研修会等を開催して、地域の防災リーダーの育成を図る、

### 目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する。

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
○業務継続計画にて、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる。	
<b>【重要業績指標】</b>	
○業務継続計画の策定	R 1 策定 → R 6 改訂
○災害時受援計画の策定	R 1 未策定 → R 6 策定

### 目標 4 必要不可欠な情報通信機能を確保する。

(4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
○市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適量化を進める。

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<b>【重点】</b>
○防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。
○災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム(Jアラート)や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。
<b>【重要業績指標】</b>
○メール配信サービス(防災)登録者数
R 1 15,581人 → R 6 20,000人

(4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<b>【重点】</b>
○防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。(再掲)
○災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム(Jアラート)や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。(再掲)
○地域における防災体制を強化するため、消防団及び消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
<b>【重要業績指標】</b>
○メール配信サービス(防災)登録者数
R 1 15,581人 → R 6 20,000人
○自主防災組織の組織率
R 1 84.5% → R 6 100%

## 目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない。

<p>(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。(再掲)</li><li>○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。(再掲)</li><li>○「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。(再掲)</li><li>○「滋賀県道路整備アクションプログラム(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。(再掲)</li><li>○国が行う国道8号整備を促進する。(再掲)</li><li>○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)</li><li>○幹線市道におけるJRアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。(再掲)</li><li>○経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施する。</li></ul>
<p>(5-2) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。(再掲)</li><li>○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。(再掲)</li><li>○「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。(再掲)</li><li>○「滋賀県道路整備アクションプログラム(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。(再掲)</li><li>○国が行う国道8号整備を促進する。(再掲)</li><li>○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)</li><li>○幹線市道におけるJRアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。(再掲)</li></ul>
<p>(5-3) 食料等の安定供給の停滞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○日常備蓄(ローリングストック方式)により、3日分の食料(水・米・パン等)等を備蓄するよう普及啓発する。(再掲)</li><li>○災害時の速やかな支援のため連携を強化し、食料の安定供給等、応援体制の充実を検討する。</li><li>○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。(再掲)</li></ul>

- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。（再掲）
- 「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。（再掲）
- 「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。（再掲）
- 国が行う国道8号整備を促進する。（再掲）
- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。（再掲）
- 幹線市道におけるJRアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。（再掲）

**目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。**

- (6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
- 関係団体との応援協定に基づき、供給体制の整備に向けた検討を進める。

- (6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
- 水道施設については、継続的に基幹管路の耐震化を実施する。
  - 応急給水の対応に関し、広く連携強化を図る。

- (6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- 災害時の円滑なし尿汲み取り等を行うため、市内業者との連携を強化する。
  - 公共下水道施設の耐震診断を実施し、施設状況を確認した上で耐震化を進める。
  - 平時における公共下水道施設の点検を充実するとともに、業務継続計画策定により管理体制の強化を図る。

**【重要業績指標】**

○公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線） R1 1% → R6 3%

- (6-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市道の整備や修繕を進める。（再掲）
  - 「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。（再掲）
  - 地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯設備等の整備や修繕を進める。
  - 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。（再掲）
  - 「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。（再掲）
  - 「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実

施する県道整備を促進する。(再掲)	
○国が行う国道8号整備を促進する。(再掲)	
○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)	
○幹線市道におけるJRアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。(再掲)	
○トンネルの適正な維持管理による長寿命化を図るため、現況確認及び修繕方法等を検討するための点検を進める。(再掲)	
<b>【重要業績指標】</b>	
○市道下丹生上丹生線の道路排水対策	R1 未着手 → R3 完了
○市道下丹生上丹生線の道路改良	R1 整備中 → R3 完了
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	R1 整備中 → R4 完了
○市道の排水ポンプ修繕(田部廣瀬線 他)	R1 2箇所 → R2 2箇所
○市道のトンネル点検	R1 0箇所 → R2 1箇所
○市道の道路改良(田部木之本線、木之本東西1号線、木之本坂口線)	R1 整備中 → R9 早期供用開始
○市道の転落防止柵整備	R1 未整備 → R2 180m
○市道高畑池奥線法面对策	R1 未着手 → R4 0.1km
○市内一円 法面・盛土対策	R1 0km → R11 2km
○市道勝北平方線アンダーパス停電・節電対策	R2 0箇所 → R6 1箇所
○市道勝北平方線アンダーパス冠水対策	R1 0箇所 → R6 1箇所
○市内市道アンダーパス冠水対策	R1 0箇所 → R11 7箇所
○市道大成亥下坂浜線アンダーパス冠水対策	R1 0箇所 → R11 1箇所
○平田川河川改修工事	R1 整備中 → R3 1km
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R1 未着手 → R4 1km

## 目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

(7-1) 市街地での大規模火災の発生	
○耐震性貯水槽整備計画に基づき整備を進める。(再掲)	
○消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。(再掲)	
<b>【重要業績指標】</b>	
○消防団員の現員数	R1 1,860人 → R6 2,014人
○自主防災組織の組織率	R1 84.5% → R6 100%
(7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
○「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市道の整備や修繕を進める。(再掲)	
○トンネルの適正な維持管理による長寿命化を図るため、現況確認及び修繕方法等を検討するための点検を進める。(再掲)	
○狭あい道路の拡幅の取組を推進する。(狭あい道路整備等促進事業)(再掲)	
○避難路等に面した耐震性の不足するブロック塀等の除却・改修への取組を推進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業)	

○通行障害建築物等に対して耐震診断や耐震改修及び除却等への取組を推進する。 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	
○空家等対策計画、空き家対策総合実施計画に基づき、空家等対策を推進する。(再掲)	
<b>【重要業績指標】</b>	
○木造住宅の耐震化率(建替え含む)	H27 72.4% → R7 95.0%
○通行障害建築物の数	H27 145棟 → R7 0棟
○市道下丹生上丹生線の道路排水対策	R1 未着手 → R3 完了
○市道下丹生上丹生線の道路改良	R1 整備中 → R3 完了
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	R1 整備中 → R4 完了

(7-3) ため池、防災インフラ、河川管理施設等の損壊による二次災害の発生	
○県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する。	
○防災重点ため池において、地域住民と連携してハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る。	
○消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。(再掲)	
<b>【重要業績指標】</b>	
○ため池ハザードマップ作成	H30 0箇所 → R2 21箇所
○消防団員の現員数	R1 1,860人 → R6 2,014人

(7-4) 有害物質・油の大規模拡散・流出による荒廃	
○油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する。	
○火災予防・消防活動体制を充実する。	
<b>【重要業績指標】</b>	
○消防団員の現員数	R1 1,860人 → R6 2,014人

(7-5) 農地・森林等の被害による荒廃	
○防災重点ため池において、地域住民と連携してハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る	
○老朽化した農業用施設の長寿命化や防災減災対策を図る。	
○地域のコミュニティ等による農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組の推進に向け、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域直接支払交付金事業の新規取組、事業継続の推進を図る。	
○耕作放棄地の解消を図る。	
○森林の荒廃を防ぎ森林の有する多面的機能を発揮させるための森林整備の必要性について、継続して周知啓発を図る。	
○居住区域への獣害被害防止や、ニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等による山地災害の発生防止のため、防護柵の点検や機能強化及び捕獲体制の強化を図る。	
<b>【重要業績指標】</b>	
○ため池ハザードマップ作成	H30 0箇所 → R2 21箇所
○耕作放棄地面積	R1 55ha → R6 44ha
○防護柵整備延長	R1 169.8km → 200.0km
○捕獲従事者数	R1 164人 → R6 180人



**目標 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。**

<p>(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>○災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <p>○一般廃棄物処理業許可業者等と協定締結を推進する。</p> <p>○復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を図る。</p>	
<p><b>【重要業績指標】</b></p> <p>○新一般廃棄物処理施設[マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設]整備（湖北広域行政事務センター）</p> <p style="text-align: center;">R 5 整備中 → R10 完了</p> <p style="text-align: center;">※有機性廃棄物リサイクル推進施設については、R 7完了</p>	
<p>(8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p> <p>○被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加及び派遣を受けられる体制を推進する。</p> <p>○災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。</p> <p>○復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通じて、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。</p>	
<p>(8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <p>○消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。（再掲）</p> <p>○地域における防災体制を強化するため、消防団及び消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。（再掲）</p>	
<p><b>【重要業績指標】</b></p> <p>○消防団員の現員数 R 1 1, 860人 → R 6 2, 014人</p> <p>○自主防災組織の組織率 R 1 84.5% → R 6 100%</p>	
<p>(8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。（再掲）</p> <p>○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。（再掲）</p> <p>○「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。（再掲）</p> <p>○「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。（再掲）</p> <p>○国が行う国道8号整備を促進する。（再掲）</p>	

- |   |
|---|
| <p>○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。<br/>(再掲)</p> <p>○幹線市道における J R アンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。(再掲)</p> |
|---|

<p>(8-5) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響</p>
--

<p>○風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する。</p>
--

## 2 施策分野別の推進方針

1の結果を踏まえ、各施策の目的別にとらえた「個別施策分野」及び市が抱える政策課題別に施策を横断的にとらえた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりとなります。

### (1) 個別施策分野

<p>① 消防・防災</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市道の整備や修繕を進める。</li><li>○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層の計画的かつ効果的な道路整備を進める。（再掲）</li><li>○幹線市道における JR アンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。（再掲）</li><li>○トンネルの適正な維持管理による長寿命化を図るため、現況確認及び修繕方法等を検討するための点検を進める。</li><li>○耐震性貯水槽整備計画に基づき整備を進める。</li><li>○消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。</li><li>○防災ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施する。</li><li>○琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う。</li><li>○「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、土砂流出対策として市道に重力式擁壁の設置を進める。</li><li>○「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、豪雪対策として市道に落石雪崩防止柵の設置を進める。</li><li>○「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、豪雪対策として市道に消雪設備の設置を進める。</li><li>○土砂災害危険個所の周知を行う。</li><li>○警戒避難体制整備を進める。</li><li>○木之本地区の豪雪対策として市道の消雪施設の整備を進める。</li><li>○老朽化した既設消雪施設について、適切な維持管理・施設の更新を実施し、配水能力の安定化及び長寿命化を進める。（再掲）</li><li>○道路雪寒対策基本計画に基づき持続可能な雪寒対策の確立を目指す。</li><li>○日常備蓄（ローリングストック方式）により、3日分の食料（水・米・パン等）等を備蓄するよう普及啓発する。</li><li>○備蓄倉庫整備と備蓄品の補充・更新を進める。</li><li>○県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図る。</li><li>○応援物資等を集積するストックヤードの確保を行う。</li><li>○非常電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する。</li><li>○災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県に指針に基づき具体的な方策を講ずる。</li><li>○一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う。</li><li>○一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄を行う。</li><li>○災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を行う。</li></ul>
--

- 長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、避難所の適切な運営を行えるよう、地区ごとで作成した避難所運営マニュアルを活用し、地域住民が中心となって訓練を行うとともに、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う。市は、自主防災組織のリーダー研修会等を開催して、地域の防災リーダーの育成を図る。
- 防災行政無線の再整備、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム(Jアラート)や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。
- 復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通じて、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。
- 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加及び派遣を受けられる体制を推進する。

## ②都市・交通

- 耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準の木造住宅等に対して耐震診断や耐震改修及び防火改修又は除却等への取組を推進する。  
(住宅・建築物安全ストック形成事業)
- 非構造部材等の耐震改修やエレベーター等の防災対策改修への取組を推進する。  
(住宅・建築物安全ストック形成事業)
- 通行障害建築物等に対して耐震診断や耐震改修及び除却等への取組を推進する。  
(住宅・建築物安全ストック形成事業) (再掲)
- 狭あい道路の拡幅の取組を推進する。(狭あい道路整備等促進事業)
- 避難路等に面した耐震性の不足するブロック塀等の除却・改修への取組を推進する。  
(住宅・建築物安全ストック形成事業) (再掲)
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市道の整備や修繕を進める。
- トンネルの適正な維持管理による長寿命化を図るため、現況確認及び修繕方法等を検討するための点検を進める。
- 「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。(再掲)
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。(再掲)
- 「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。
- 「滋賀県道路整備アクションプログラム(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。(再掲)
- 国が行う国道8号整備を促進する。(再掲)
- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)
- 幹線市道におけるJRアンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。(再掲)

- 国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査事業を実施することにより、境界確認作業の簡素化を図り、公共事業を円滑に推進する。
- 市営住宅マスタープランに基づき耐震化を推進する。
- 空家等対策計画、空き家対策総合実施計画に基づき、空家等対策を推進する。
- がけ地の崩壊等による土砂災害のおそれの高い区域から既存住宅の移転及び補強の取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 「長浜市総合計画実施計画」に基づき「急傾斜地崩壊対策事業」を実施し、民生の安定と国土の保全に資する。
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、土砂流出対策として市道に重力式擁壁の設置を進める。
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、豪雪対策として市道に落石雪崩防止柵の設置を進める。
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、豪雪対策として市道に消雪設備の設置を進める。
- 災害時に重要な機能を果たす建築物の耐雪改修の取組を推進する。  
（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 木之本地区の豪雪対策として市道の消雪施設の整備を進める。
- 老朽化した既設消雪施設について、適切な維持管理・施設の更新を実施し、配水能力の安定化及び長寿命化を進める。（再掲）
- 道路排水ポンプ施設への電力供給が長時間に渡り断たれた場合において、自家発電機による施設可動設備をすることにより、道路交通機能被害を最小限に留める。
- 道路雪寒対策基本計画に基づき持続可能な雪寒対策の確立を目指す。
- 事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。
- 国や県等の関係機関と緊密な情報共有を行い、強固な連携体制を構築する。
- 大きな除雪効果が得られるよう、市民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。（再掲）

### ③保健・医療・福祉

- 県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。
- 傷病者を治療に繋ぐために、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMATの調整を図る。
- 平時から予防接種を推進する。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を更新する。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。
- 個人や家庭における衛生物品の備蓄を啓発する。

### ④エネルギー

- 関係団体との応援協定に基づき、供給体制の整備に向けた検討を進める。
- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する。

#### ⑤ 産業・経済

- 県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る。
- 老朽化した農業用施設の長寿命化や防災減災対策を図る。
- 地域のコミュニティ等による農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組の推進に向け、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域直接支払交付金事業の新規取組、事業継続の推進を図る。
- 耕作放棄地の解消を図る。
- 森林の荒廃を防ぎ森林の有する多面的機能を発揮させるための森林整備の必要性について、継続して周知啓発を図る。
- 居住区域への獣害防止や、ニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等による山地災害の発生防止のため、防護柵の点検や機能強化及び捕獲体制の強化を図る。

#### ⑥ 教育・子ども

- 地震や火災等の災害を想定した避難訓練・研修を定期的を実施する。
- 職員に対し、避難場所の確認や避難方法の周知などを行う。
- 避難所となる教育施設の環境整備を実施する。
- 「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。（再掲）
- 木之本地区の豪雪対策として市道の消雪設備の整備を進める。
- 地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯施設等の整備や修繕を進める。

#### ⑦ 環境・上下水道

- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。（再掲）
- 赤川排水区及び高月地区の浸水被害軽減対策を実施する。
- 建築物の崩壊によるアスベストの飛散を防止するためアスベスト含有調査や除却等の取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 水道施設については、継続的に基幹管路の耐震化を実施する。
- 応急給水の対応に関し、広く連携強化を図る。
- 災害時の円滑なし尿汲み取り等を行うため、市内業者との連携を強化する。
- 公共下水道施設の耐震診断を実施し、施設状況を確認した上で耐震化を進める。
- 平時における公共下水道施設の点検を充実するとともに、業務継続計画策定により管理体制の強化を図る。
- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。
- 一般廃棄物処理業許可業者等と協定締結を推進する。
- 下水道の機能保持のため長浜市下水道ビジョンに基づき農業集落排水施設の公共下水道への切り替えを推進する。
- 通常時および緊急時において下水道機能を保持するためストックマネジメント計画に基づき、施設の維持管理を行う。

## ⑧ 行政機能

- 業務計画にて、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる。
- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適正化を進める。

## (2) 横断的施策分野

### ① 情報共有と防災意識の向上

- 防災ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施する。
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う。
- 土砂災害危険個所の周知を行う。
- 警戒避難体制整備を進める。
- 国や県等の関係機関と緊密な情報共有を行い、強固な連携体制を構築する。
- 大きな除雪効果が得られるよう、市民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する。
- 災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を行う。
- 長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、避難所の適切な運営を行えるよう、地区ごとで作成した避難所運営マニュアルを活用し、地域住民が中心となって訓練を行うとともに、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う。  
市は、自主防災組織のリーダー研修会等を開催して、地域の防災リーダーの育成を図る、
- 防災行政無線の再整備、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム(Jアラート)や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。
- 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施する。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る。

## ② 老朽化対策

- 幹線市道における JR アンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。(再掲)
- トンネルの適正な維持管理による長寿命化を図るため、現況確認及び修繕方法等を検討するための点検を進める。
- 老朽化した既設消雪施設について、適切な維持管理・施設の更新を実施し、配水能力の安定化及び長寿命化を進める。(再掲)
- 水道施設については、継続的に基幹管路の耐震化を実施する。
- 公共下水道施設の耐震診断を実施し、施設状況を確認した上で耐震化を進める。
- 老朽化した農業用施設の長寿命化や防災減災対策を図る。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。(再掲)

## ③ 人口減少と少子高齢化

- 「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。(再掲)
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。(再掲)
- 「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。(再掲)
- 「滋賀県道路整備アクションプログラム(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。(再掲)
- 国が行う国道8号整備を促進する。(再掲)
- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)
- 幹線市道における JR アンダーパス排水設備の予防保全を実施し異常気象時の交通確保と冠水周知設備を設置し通行車両等進入事故を防止する。
- 国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査事業を実施することにより、境界確認作業の簡素化を図り、公共事業を円滑に推進する。



## 脆弱性評価結果

長浜市

## 脆弱性評価の結果

脆弱性評価の結果については、次のとおりです。

### 1 リスクシナリオ別の課題

#### 目標 1：直接死を最大限防ぐ。

(1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生【重点】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧耐震基準の木造住宅等の耐震化を進める必要がある。</li> <li>○非構造部材の耐震化を進める必要がある。</li> <li>○狭あい道路の拡幅を進める必要がある。(狭あい道路整備等促進事業) (再掲)</li> <li>○市道の安全かつ円滑な通行を確保するため、整備や修繕を行う必要がある。</li> <li>○豪雨等による市道の浸水被害軽減のため、高架下等アンダーパス部の道路排水ポンプを適正に維持管理する必要がある。</li> <li>○道路の重要構造物であるトンネル、橋梁等について、適正に維持管理する必要がある。</li> <li>○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。</li> <li>○市営住宅の耐震化を推進する必要がある。</li> <li>○空き家の適正管理指導などで空き家の抑制を図る必要がある。</li> <li>○学校施設の耐震化は全て完了したものの、経年による老朽化が進行していることから、学校の適正な配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化を目指した点検整備と改修を行う必要がある。</li> <li>○一時避難所となる自治会館について、老朽化が進行していることから、計画的に進められる大規模改修等を支援する必要がある。</li> <li>○迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。</li> <li>○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。</li> </ul>		
【重要業績指標】		
○木造住宅の耐震化率(建替え含む)	H 2 7	7 2. 4%
○市道下丹生上丹生線の道路排水対策	R 1	未着手
○市道下丹生上丹生線の道路改良	R 1	整備中
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	R 1	整備中
○市道の排水ポンプ修繕(田部廣瀬線 他)	R 1	2箇所
○市道のトンネル点検	R 1	0箇所
○市道高畑池奥線法面対策	R 1	未着手
○市内一円 法面・盛土対策	R 1	0 km
○市道勝北平方線のアンダーパス停電・節電対策	R 1	0箇所
○市道勝北平方線のアンダーパス冠水対策	R 1	0箇所
○市内道路アンダーパス冠水対策	R 1	0箇所
○市道大成亥下坂浜線アンダーパス冠水対策	R 1	0箇所
○地籍調査事業(換算面積)	R 1	未着手

<b>【重要業績指標】</b>		
○平田川河川改修工事	R 1	整備中
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R 1	未着手
○市道の道路改良（田部木之本線、木之本東西 1 号線、木之本坂口線）	R 1	整備中
○市道の転落防止柵整備	R 1	未整備

<b>(1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災【重点】</b>		
○旧耐震基準の木造住宅等の耐震化を進める必要がある。（再掲）		
○非構造部材の耐震化を進める必要がある。（再掲）		
○狭あい道路の拡幅を進める必要がある。（再掲）		
○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。（再掲）		
○空き家の適正管理指導などで空き家の抑制を図る必要がある。（再掲）		
○迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。（再掲）		
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）		
<b>【重要業績指標】</b>		
○木造住宅の耐震化率（建替え含む）	H 2 7	7 2. 4%

<b>(1-3) 異常気象等を起因とする広域かつ長期的な市街地等の浸水【重点】</b>		
○自然災害や局地的な豪雨の発生頻度の増加や、市街地の都市化の進展に伴う雨水の流出量の増加に伴い、内水氾濫の被害リスクを低減する取り組みの必要がある。		
○豪雨等による市道の浸水被害軽減のため、高架下等アンダーパス部の道路排水ポンプを適正に維持管理する必要がある。（再掲）		
○防災ハザードマップの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映させるため定期的な見直しが必要である。		
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）		
○雨水排水機能が著しく低い地域において、異常気象による広域的な浸水に伴い市道冠水による道路構造が破壊され道路交通機能が不能状態になる事を防止するとともに、市街地等の浸水被害を防ぐ。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○下水道による都市浸水対策率	R 1	1. 50%
○防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの改訂	H 3 0	作成済
○市道の排水ポンプ修繕（田部廣瀬線 他）	R 1	2 箇所
○市道勝北平方線アンダーパス停電・節電対策	R 1	0 箇所
○市道勝北平方線アンダーパス冠水対策	R 1	0 箇所
○平田川河川改修工事	R 1	整備中
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R 1	未着手
○湖北町留目排水ポンプ場の施設改修	R 1	0 箇所

(1-4) 琵琶湖の大規模氾濫		
○琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う必要がある。		
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。(再掲)		
<b>【重要業績指標】</b>		
○消防団員の現員数	R 1	1, 860人
○防災(洪水・地震)ハザードマップの改訂	R 2	作成済

(1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生【重点】		
○がけ地の崩壊等による土砂災害のおそれの高い区域から既存住宅の移転及び補強を進める必要がある。		
○豪雨による土砂災害を防ぐため、土砂流出対策が必要である。		
○冬季の豪雪による雪害を防ぐため、豪雪対策が必要である。		
○土砂災害危険個所の周知を行う必要がある。		
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。(再掲)		
<b>【重要業績指標】</b>		
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線に重力式擁壁を設置	R 1	1箇所
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線に落石雪崩防止柵を設置	R 1	0箇所
○急傾斜地崩壊対策事業 (布勢町、相撲庭町、高山町)	R 1	0箇所

(1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
○災害時に重要な機能を果たす建築物の耐雪改修の取組を進める必要がある。		
○冬季の豪雪による雪害を防ぐため、豪雪対策が必要である。(再掲)		
○木之本地区における冬季間の豪雪対策として、住民の避難経路や物資輸送経路の確保並びに通学児童の安全確保のため、除雪・排雪が困難な狭小路線や通学路等に消雪施設を充実させる必要がある。		
○暴風雪や豪雪の自然災害により道路機能が停止し内外相互のアクセスが途絶し、緊急車両等の通行の確保、経済活動の停滞防止のために、持続可能な雪寒体制の取組みを行う必要がある。		
○大雪時においても、国道や主要県道の寸断を防ぐため、国や県などと連携を強化し、幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。		
○国・県等の関係機関と、大雪時に必要な情報を適切に共有するため、連携体制を強化する必要がある。		
○除雪作業について、市民一人ひとりの協力が得られるよう、周知と啓発を行う必要がある。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○市道の消雪施設延長(木之本八木屋町伝馬町線、田部廣瀬線、田部木之本線、木之本南北1号線、木之本坂口線 他)	R 1	4.73km
○既設消雪施設の洗浄・ポンプ交換	R 1	0箇所

○市道の消雪設備設置（西村線、堀郷線、森ノ越線、上丹生野神線、沢田線、大井線、上丹生摺墨線、上丹生南北1号線）	R 1	未着手
○市道下丹生上丹生線に消雪設備を設置	R 1	3 3 0 m
<b>【重要業績指標】</b>		
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線に落石雪崩防止柵を設置	R 1	0箇所
○市道大戌亥下坂浜線に消雪設備を設置	R 1	0箇所
○雪寒基地建設（木之本、高月、虎姫、長浜、西浅井地区）	R 1	0箇所
○雪寒車両の更新、増強	R 1	整備中
○市道路線の除雪作業の実施	R 1	6 6 3 km

**目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。**

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止【重点】		
○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。 (再掲)		
○災害時に想定される非常用食料や物資の備蓄を確保する必要がある。		
○大規模災害発生時、市の防災体制だけで救助活動等に対応することが困難な場合が想定される。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○非常用食料等の備蓄数	R 1	食料 6 1, 5 0 0 食

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
○災害時に想定される非常用食料や物資の備蓄を確保する必要がある。(再掲)		
○応援物資の受入態勢を整える必要がある。		
○発電機と燃料の備蓄が必要である。		
○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。 (再掲)		
<b>【重要業績指標】</b>		
○非常用食料等の備蓄数	R 1	食料 6 1, 5 0 0 食
○市道高畑池奥線法面対策	R 1	未着手
○市内一円 法面・盛土対策	R 1	0 km
○市道勝北平方線のアンダーパス停電・節電対策	R 1	0箇所
○市道勝北平方線のアンダーパス冠水対策	R 1	0箇所
○市内市道アンダーパス冠水対策	R 1	0箇所
○市道大戌亥下坂浜線のアンダーパス冠水対策	R 1	0箇所
○平田川河川改修工事	R 1	整備中
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R 1	未着手

(2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 【重点】		
○災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、地域防災計画等で受援計画の位置付けを行う必要がある。		
○県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する必要がある。		
【重要業績指標】		
○災害時受援計画の策定	R 1	未策定
○被災等による救助・救急活動等の応援協定締結	R 1	県内市町 1 協定 遠方市町 9 協定

(2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		
○一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う必要がある。		
○一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄を行う必要がある。		
○災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要がある。		
○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。 (再掲)		
【重要業績指標】		
○非常用食料等の備蓄数	R 1	食料 61,500 食

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
○滋賀県広域災害時における医療救護活動指針に基づく、医療機関の被災状況確認から報告、要請までの訓練が必要である。		
○傷病者が適切に治療を受けられるよう、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMATの調整を図ることが必要である。		
○個人・自治会において感染症予防に備える必要がある。		
○消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品の確保・更新をする必要がある。		
○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。 (再掲)		

(2-6) 被災地における感染症等の大規模発生		
○個人・自治会において感染症予防に備える必要がある。		
○県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。		
【重要業績指標】		
○公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線）	H30	1%

(2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
○建築物の崩壊によるアスベストの飛散を防止するためアスベスト含有調査や除却等を進める必要がある。		

- 避難所の安全な避難のため、要配慮者が支障なく過ごせるよう、大規模改修時には多目的トイレの設置など、バリアフリー化を推進する必要がある。
- 長期間の避難所生活を余儀なくされた場合には、地域住民が中心となって、避難所の適切な運営を行う必要があるため、研修会等を通じて知識や技術を発信することにより、地域の防災リーダーの育成を図り、組織を活性化する必要がある。

### 目標 3 : 必要不可欠な行政機能を確保する。

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
○大規模な地震災害の被災により市の業務遂行に大きな制限が生じる状況下でもなお、市民生活を守るために実施しなければならない業務について、継続して実施できる体制等を整える必要がある。		
○災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要である。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○業務継続計画の策定	R 1	策定
○災害時受援計画の策定	R 1	未策定

### 目標 4 : 必要不可欠な情報通信機能を確保する。

(4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
○市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、長期電源途絶等に対する対策を講ずる必要がある。		

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
<b>【重点】</b>		
○防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。		
○国や県・市からの緊急情報を瞬時に伝達する必要がある。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○メール配信サービス（防災）登録者数	R 1	15,581人

(4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 <b>【重点】</b>		
○防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。（再掲）		
○緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る必要がある。		
○地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。		
○国や県・市からの緊急情報を瞬時に伝達する必要がある。（再掲）		
<b>【重要業績指標】</b>		
○メール配信サービス（防災）登録者数	R 1	15,581人
○自主防災組織の組織率	R 1	84.5%

## **目標 5 : 経済活動を機能不全に陥らせない。**

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下		
○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。		
(再掲)		
○災害が発生した場合に、民間企業において経済活動等を継続できるよう事業継続計画の策定が必要である。		

(5-2) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。		
(再掲)		

(5-3) 食料等の安定供給の停滞		
○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。		
(再掲)		
○食料等が不足した場合に必要となる個人に応じた非常用食料や資材の備蓄について、各家庭への継続的な周知が必要である。		
○大規模災害発生時、市の防災体制だけで食料の安定供給に対応することが困難な場合が想定される。(再掲)		

## **目標 6 : ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。**

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
○電気・LPガス関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要がある。		

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止		
○水道施設における基幹管路の耐震化性向上を図る必要がある。		
○大規模災害に備え、各関係機関との応急給水に関する連携が必要である。		

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
○災害時の円滑なし尿汲み取り等を行うため、市内業者との協定締結を推進する必要がある。		
○公共下水道施設の耐震診断を実施し、施設状況を確認した上で耐震化を推進する必要がある。		
○大規模災害の場合でも従来よりも速やかに機能を復旧させる、「業務継続計画」の定期的な見直しを行い、防災対応力の向上を図る必要がある。		

### **【重要業績指標】**

○公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線）	R 1	1 %
-----------------------	-----	-----



(6-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止		
○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。 (再掲)		
○豪雨等による市道の浸水被害軽減のため、高架下等アンダーパス部の道路排水ポンプを適正に維持管理する必要がある。		
○道路の重要構造物であるトンネル、橋梁等について、適正に維持管理する必要がある。		
○市道の安全かつ円滑な通行を確保するため、整備や修繕を行う必要がある。(再掲)		
<b>【重要業績指標】</b>		
○市道下丹生上丹生線の道路排水対策	R 1	未着手
○市道下丹生上丹生線の道路改良	R 1	整備中
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	R 1	整備中
○市道の排水ポンプ修繕(田部廣瀬線 他)	R 1	2箇所
○市道のトンネル点検	R 1	0箇所
○市道の道路改良(田部木之本線、木之本東西1号線、木之本坂口線)	R 1	整備中
○市道の転落防止柵整備	R 1	未整備
○市道高畑池奥線法面对策	R 1	未着手
○市内一円 法面・盛土対策	R 1	0 km
○市道勝北平方線のアンダーパス停電・節電対策	R 1	0箇所
○市道勝北平方線のアンダーパス冠水対策	R 1	0箇所
○市内市道アンダーパス冠水対策	R 1	0箇所
○市道大成亥下坂浜線アンダーパス冠水対策	R 1	0箇所
○平田川河川改修工事	R 1	整備中
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R 1	未着手

## **目標7：制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。**

(7-1) 市街地での大規模火災の発生		
○迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。(再掲)		
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。(再掲)		
<b>【重要業績指標】</b>		
○消防団員の現員数	R 1	1, 860人
○防災(洪水・地震)ハザードマップの作成	H 30	配布済
(7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
○通行障害建築物の所有者等に対して耐震化を働きかける啓発を推進する必要がある。		
○狭あい道路の拡幅を進める必要がある。(再掲)		
○耐震性の不足するブロック塀等の除却・改修を推進する必要がある。		
○空き家の適正管理指導などで空き家の抑制を図る必要がある。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○市道下丹生上丹生線の道路排水対策	R 1	未着手

○市道下丹生上丹生線の道路改良	R 1	整備中
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	R 1	整備中
○通行障害建築物の数	H 2 7	1 4 5 棟
○木造住宅の耐震化率（建替え含む）	H 2 7	7 2. 4 %

<b>(7-3) ため池、防災インフラ、河川管理施設等の損壊による二次災害の発生</b>		
○ため池ハザードマップの早期作成及び周知を進める必要がある。		
○県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する必要がある。		
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）		
<b>【重要業績指標】</b>		
○ため池ハザードマップ作成	R 3	3 2 箇所
○消防団員の現員数	R 1	1, 8 6 0 人

<b>(7-4) 有害物質・油の大規模拡散・流出による荒廃</b>		
○油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する必要がある。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○消防団員の現員数	R 1	1, 8 6 0 人

<b>(7-5) 農地・森林等の被害による荒廃</b>		
○災害によって住民が避難した後の耕作放棄地、居住区域の獣害対策（避難解除時の耕作の再開）を行う必要がある。		
○水源涵養機能や防災機能等森林整備の必要性の周知を図る必要がある。		
○ため池ハザードマップの早期作成及び周知を進める必要がある。（再掲）		
○被災時に農地荒廃させないための事業への取組啓発を図る必要がある。		
○農業用施設の老朽化による被害拡大防止を図る必要がある。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○ため池ハザードマップ作成	R 3	3 2 箇所
○耕作放棄地面積	R 1	5 5 ha
○防護柵整備延長	R 1	1 6 9. 8 km
○捕獲従事者数	R 1	1 6 4 人

## **目標 8 : 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。**

<b>(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</b>		
○災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等について、事前の計画が必要となる。		
○災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要である。		
○災害廃棄物等の円滑な処理のため、市内の一般廃棄物処理業許可業者等との協定を締結する必要がある。（一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済。）		
○復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備が必要となる。		

**【重要業績指標】**

- 新一般廃棄物処理施設[マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設]整備（湖北広域行政事務センター）  
R 5 整備中

（８－２）復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 被災時における二次災害を防止するため被災現場を調査し危険度を判定する技能を習得した者が必要である。
- 被災時において被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制の維持が必要である。
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。
- 復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要がある。

（８－３）貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）
- 地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。

**【重要業績指標】**

- 消防団員の現員数 R 1 1, 8 6 0 人
- 自主防災組織の組織率 R 1 8 4 . 5 %

（８－４）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。（再掲）
- 災害発生時に迅速にかつ円滑に応急仮設住宅を建設するために、建設適地を把握しておく必要がある。

（８－５）国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響

- 風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要がある。

## 2 施策分野別の課題

### (1) 個別施策分野

#### ① 消防・防災

- 市道の安全かつ円滑な通行を確保するため、整備や修繕を行う必要がある。
- 豪雨等による市道の浸水被害軽減のため、高架下等アンダーパス部の道路排水ポンプを適正に維持管理する必要がある。
- 道路の重要構造物であるトンネル、橋梁等について、適正に維持管理する必要がある。
- 一時避難所となる自治会館について、老朽化が進行していることから、計画的に進められる大規模改修等を支援する必要がある。
- 迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。
- 防災ハザードマップの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う必要がある。
- 豪雨による土砂災害を防ぐため、土砂流出対策が必要である。
- 冬季の豪雪による雪害を防ぐため、豪雪対策が必要である。
- 土砂災害危険個所の周知を行う必要がある。
- 木之本地区における冬季間の豪雪対策として、住民の避難経路や物資輸送経路の確保並びに通学児童の安全確保のため、除雪・排雪が困難な狭小路線や通学路等に消雪施設を充実させる必要がある。
- 暴風雪や豪雪の自然災害により道路機能が停止し内外相互のアクセスが途絶し、緊急車両等の通行の確保、経済活動の停滞防止のために、持続可能な雪寒体制の取り組みを行う必要がある。
- 災害時に想定される非常用食料や物資の備蓄を確保する必要がある。
- 大規模災害発生時、市の防災体制だけで救助活動等に対応することが困難な場合が想定される。
- 応援物資の受入態勢を整える必要がある。
- 発電機や燃料の備蓄が必要である。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、地域防災計画等で受援計画の位置付けを行う必要がある。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する必要がある。
- 一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う必要がある。
- 一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄を行う必要がある。
- 災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要がある。
- 長期間の避難所生活を余儀なくされた場合には、地域住民が中心となって、避難所の適切な運営を行う必要があるため、研修会等を通じて知識や技術を発信することにより、地域の防災リーダーの育成を図り、組織を活性化する必要がある。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。
- 国や県・市からの緊急情報を瞬時に伝達する必要がある。

- 地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。
- 食料等が不足した場合に必要な個人に応じた非常用食料や資材の備蓄について、各家庭への継続的な周知が必要である。
- 被災時における二次災害を防止するため被災現場を調査し危険度を判定する技能を習得した者が必要である。
- 被災時において被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制の維持が必要である。

## ②都市・交通

- 旧耐震基準の木造住宅等の耐震化を進める必要がある。
- 非構造部材の耐震化を進める必要がある。
- 狭あい道路の拡幅を進める必要がある。
- 市道の安全かつ円滑な通行を確保するため、整備や修繕を行う必要がある。  
(再掲)
- 豪雨等による市道の浸水被害軽減のため、高架下等アンダーパス部の道路排水ポンプを適正に維持管理する必要がある。(再掲)
- 道路の重要構造物であるトンネル、橋梁等について、適正に維持管理する必要がある。(再掲)
- 大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。
- 市営住宅の耐震化を推進する必要がある。
- 空き家の適正管理指導などで空き家の抑制を図る必要がある。
- がけ地の崩壊等による土砂災害のおそれの高い区域から既存住宅の移転及び補強を進める必要がある。
- 豪雨による土砂災害を防ぐため、土砂流出対策が必要である。(再掲)
- 冬季の豪雪による雪害を防ぐため、豪雪対策が必要である。(再掲)
- 災害時に重要な機能を果たす建築物の耐雪改修の取組を進める必要がある。
- 木之本地区における冬季間の豪雪対策として、住民の避難経路や物資輸送経路の確保並びに通学児童の安全確保のため、除雪・排雪が困難な狭小路線や通学路等に消雪施設を充実させる必要がある。(再掲)
- 暴風雪や豪雪の自然災害により道路機能が停止し内外相互のアクセスが途絶し、緊急車両等の通行の確保、経済活動の停滞防止のために、持続可能な雪寒体制の取り組みを行う必要がある。(再掲)
- 大雪時においても、国道や主要県道の寸断を防ぐため、国や県などと連携を強化し、幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。
- 国・県等の関係機関と、大雪時に必要な情報を適切に共有するため、連携体制を強化する必要がある。
- 除雪作業について、市民一人ひとりの協力が得られるよう、周知と啓発を行う必要がある。
- 災害発生時に迅速にかつ円滑に応急仮設住宅を建設するために、建設適地を把握しておく必要がある。

### ③ 保健・医療・福祉

- 滋賀県広域災害時における医療救護活動指針に基づく、医療機関の被災状況確認から報告、要請までの訓練が必要である。
- 傷病者が適切に治療を受けられるよう、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMATの調整を図ることが必要である。
- 個人・自治会において感染症予防に備える必要がある。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品の確保・更新をする必要がある。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。

### ④ エネルギー

- 電気・LPガス関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要がある。
- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する必要がある。

### ⑤ 産業・経済

- 県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する必要がある。
- ため池ハザードマップの早期作成及び周知を進める必要がある。
- 災害によって住民が避難した後の耕作放棄地、居住区域の獣害対策（避難解除時の耕作の再開）を行う必要がある。
- 水源涵養機能や防災機能等森林整備の必要性の周知を図る必要がある。
- 被災時に農地荒廃させないための事業への取組啓発を図る必要がある。
- 農業用施設の老朽化による被害拡大防止を図る必要がある。
- 風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要がある。

### ⑥ 教育・子ども

- 学校施設の耐震化は全て完了したものの、経年による老朽化が進行していることから、学校の適正な配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化を目指した点検整備と改修を行う必要がある。
- 市道の安全かつ円滑な通行を確保するため、整備や修繕を行う必要がある。（再掲）
- 木之本地区における冬季間の豪雪対策として、住民の避難経路や物資輸送経路の確保並びに通学児童の安全確保のため、除雪・排雪が困難な狭小路線や通学路等に消雪施設を充実させる必要がある。（再掲）

#### ⑦ 環境・上下水道

- 自然災害や局地的な豪雨の発生頻度の増加や、市街地の都市化の進展に伴う雨水の流出量の増加に伴い、内水氾濫の被害リスクを低減する取り組みの必要がある。
- 建築物の崩壊によるアスベストの飛散を防止するためアスベスト含有調査や除却等を進める必要がある。
- 水道施設における基幹管路の耐震性向上を図る必要がある。
- 大規模災害に備え、各関係機関との応急給水に関する連携が必要である。
- 災害時の円滑なし尿汲み取り等を行うため、市内業者との協定締結を推進する必要がある。
- 公共下水道施設の耐震診断を実施し、施設状況を確認した上で耐震化を推進する必要がある。
- 大規模災害の場合でも従来よりも速やかに機能を復旧させる、「業務継続計画」の定期的な見直しを行い、防災対応力の向上を図る必要がある。
- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等について、事前の計画が必要となる。
- 災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要である。
- 災害廃棄物等の円滑な処理のため、市内の一般廃棄物処理業許可業者等との協定を締結する必要がある。（一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済。）
- 復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備が必要となる。

#### ⑧ 行政機能

- 大規模な地震災害の被災により市の業務遂行に大きな制限が生じる状況下でもなお、市民生活を守るために実施しなければならない業務について、継続して実施できる体制等を整える必要がある。
- 災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要である。
- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、長期電源途絶等に対する対策を講ずる必要がある。
- 緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る必要がある。

## (2) 横断的施策分野

### ① 情報共有と防災意識の向上

- 迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。
- 防災ハザードマップの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う必要がある。
- 土砂災害危険個所の周知を行う必要がある。
- 大雪時においても、国道や主要県道の寸断を防ぐため、国や県などと連携を強化し、幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。
- 国・県等の関係機関と、大雪時に必要な情報を適切に共有するため、連携体制を強化する必要がある。
- 除雪作業について、市民一人ひとりの協力が得られるよう、周知と啓発を行う必要がある。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、地域防災計画等で受援計画の位置付けを行う必要がある。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急のための応援協定を締結しているが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する必要がある。
- 災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要がある。
- 長期間の避難所生活を余儀なくされた場合には、地域住民が中心となって、避難所の適切な運営を行う必要があるため、研修会等を通じて知識や技術を発信することにより、地域の防災リーダーの育成を図り、組織を活性化する必要がある。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。
- 国や県・市からの緊急情報を瞬時に伝達する必要がある。
- 地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。
- ため池ハザードマップの早期作成及び周知

### ② 老朽化対策

- 豪雨等による市道の浸水被害軽減のため、高架下等アンダーパス部の道路排水ポンプを適正に維持管理する必要がある。
- 道路の重要構造物であるトンネル、橋梁等について、適正に維持管理する必要がある。
- 木之本地区における冬季間の豪雪対策として、住民の避難経路や物資輸送経路の確保並びに通学児童の安全確保のため、除雪・排雪が困難な狭小路線や通学路等に消雪施設を充実させる必要がある。
- 水道施設における基幹管路の耐震性向上を図る必要がある。
- 公共下水道施設の耐震診断を実施し、施設状況を確認した上で耐震化を推進する必要がある。
- 大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。  
(再掲)



○農業用施設の老朽化による被害拡大防止

③ 人口減少と少子高齢化

○大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。  
(再掲)